

第5章 歴史文化遺産の保存・活用の措置

5-1 基幹事業

福崎町の歴史文化を確実に保存・継承し、歴史文化の魅力を底上げするための措置（基幹事業）として、「担い手育成」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」、「体制整備」の6つの方針ごとに、合計75事業をあげています。



図5-1 基幹事業の位置づけ

内訳は、「担い手育成」14事業、「調査・研究」10事業、「保存・管理」12事業、「活用」13事業、「情報発信」11事業、「体制整備」15事業であり、次ページ以降に各事業の内容や取組主体、計画期間、財源を整理しています。

【表の凡例】（表5-1～表5-6）

● 取組主体

- ・主体の区分は、2ページの「(2) 計画の推進主体」の区分によります。なお、「行政」については、福崎町における歴史文化遺産の保存・活用の主管課である福崎町教育委員会社会教育課とその他関係課に区分しています。
- ・「◎」は中心となって取り組む主体（その他関係課は中心になって取り組む課を記載）、「○」は連携・協力して取り組む主体、を表しています。

● 計画期間

- ・計画期間を、「前期」（令和4・5年度）、「中期」（令和6～8年度）、「後期」（令和9・10年度）の3期間に区分し、実施する期間に  を表示しています。
- ・これまでも実施してきた事業の継続・拡充は灰色矢印（）、新規事業は橙色矢印（）で表示しています。

● 財源

- ・文化財補助金や地方創生推進交付金などの国の補助金を活用するものは「国費」、県の補助金を活用するものは「県費」、町費で実施するものは「町費」、活動団体や民間企業等の資金で実施するものは「団体費」と表示しています。

(1) 担い手育成に関する措置

「歴史文化の担い手となる福崎“つながり人”を育む」ために、表 5-1 にあがる 14 事業を実施します。

より多くの人々が歴史文化遺産を身近に感じられる環境をつくり出すための場づくりやツールづくりを進めるとともに、教員の自己研修を促進し、それらをもとに学校教育や地域住民の主体的な活動に展開することで、次世代の担い手となる子どもたちや、歴史文化の保存・活用を中心となって担う専門的な人材・民間活動団体などのリーダー的な人材の育成を図ります。また、育成した担い手を活かしながら、調査・研究や保存・管理、活用などの各取組分野の事業を展開していきます。(図 5-2)

表 5-1 担い手育成に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
					社会教育課	その他関係課	令和4・5年度	令和6～8年度	令和9・10年度	
歴史文化の担い手となる福崎“つながり人”を育みます	1	歴史文化を気軽に学べる場づくり 下張り文書はがし・整理や発掘体験、歴史文化ものがたりを活かした歴史ウォーク、初心者向け歴史文化学習講座などを実施する。	○	○	◎	○	▶			国費 町費
	2	歴史文化を気軽に学べるツールづくり 身近な小学校区を単位とした歴史文化読本や漫画、絵本、カルタなど、親しみやすく、楽しみながら歴史文化を学べるツールを作成する。	◎	◎	◎	○	▶			国費 町費
	3	出前講座等の講師派遣 「福崎まちづくり出前講座」や「まちの先生」の各制度を活用し、歴史文化分野における講師派遣を行う。	○	○	◎	◎ 総務課	▶			町費 団体費
	4	地域交流広場事業 ふるさと発見ウォークや昔の遊び体験、茶道教室など、歴史文化をテーマとした地域交流広場事業を推進する。	◎		○	○	▶			県費 町費
	5	公民館クラブ活動事業 趣味の活動から歴史文化への興味・関心につなげるための関連する歴史文化遺産や偉人などを学ぶ機会の創出や、さらなる活動の展開や交流のための成果発表会等を開催する。	◎		◎	○	▶			町費 団体費
	6	顕彰事業 福崎ゆかりの偉人の功績を顕彰するとともに、新たな担い手の育成へとつなげていくための事業として、「山桃忌」、「柳田國男ふるさと賞」、「柳田國男検定」、「吉識雅夫科学賞」などを実施する。	○	○	◎	○	▶			町費

歴史文化の担い手となる福崎つながり人を育みます	(1)-② 福崎町の歴史文化の次世代の担い手を育みます	7	学校教育における歴史文化カリキュラムの検討 各科目と連携した小中一貫の歴史文化カリキュラムなど、学校教育において福崎町の歴史文化を継続的に学ぶことができるカリキュラムの作成・運用を検討する。	○	○	◎	学校教育課	→			町費		
		8	小中学生等による歴史文化研究・芸術活動の推進 「柳田國男ふるさと賞」や歴史文化をテーマとした絵画展の開催などを通じて、小中学生等による歴史文化に係る研究・芸術活動を推進する。	○		◎	◎	学校教育課	→			町費	
		9	本物に触れられる歴史文化学習 学校教育での出土遺物貸出や校外学習、ふくさき歴史体験隊やトライやる・ウィーク等を通じて、本物の歴史文化遺産等に触れ、体験しながら学べる機会を提供する。			◎	◎	◎	学校教育課	→			国費 町費
		10	伝統文化継承事業 祭りの太鼓や舞等の技術など、受け継がれる伝統の技・知識・知恵を伝える取組を推進する。	◎		○	○			→			国費 県費 町費
		11	子ども観光ガイド育成事業 学校教育と連携し、小学生・中学生・高校生等による観光ガイドを育成する。	◎	○	◎	◎	◎	観光交流室 学校教育課	→			国費 県費 町費
	(1)-③ 歴史文化の保存・活用 に中心となって取り組める人材や団体を育みます	12	歴史文化の専門的人材の育成 学習講座等を通じて、古文書を解説できる人材、かたりべとなる人材、歴史文化について解説できる人材など、歴史文化に関する知識や技術をもつ専門的人材を育成する。	○	○	◎	◎	◎	地域振興課	→			国費 県費 町費
		13	教員の自己研修支援 小中学校教員が福崎町の歴史文化に対する理解と知識を深めることができる研修会・勉強会等を開催する。		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	国費 県費 町費
		14	民間活動団体の組織・育成 歴史文化に係るさまざまな分野の民間の活動団体を組織・育成する。	◎		○	○				→		町費 団体費

【担い手育成に関する措置の関係】

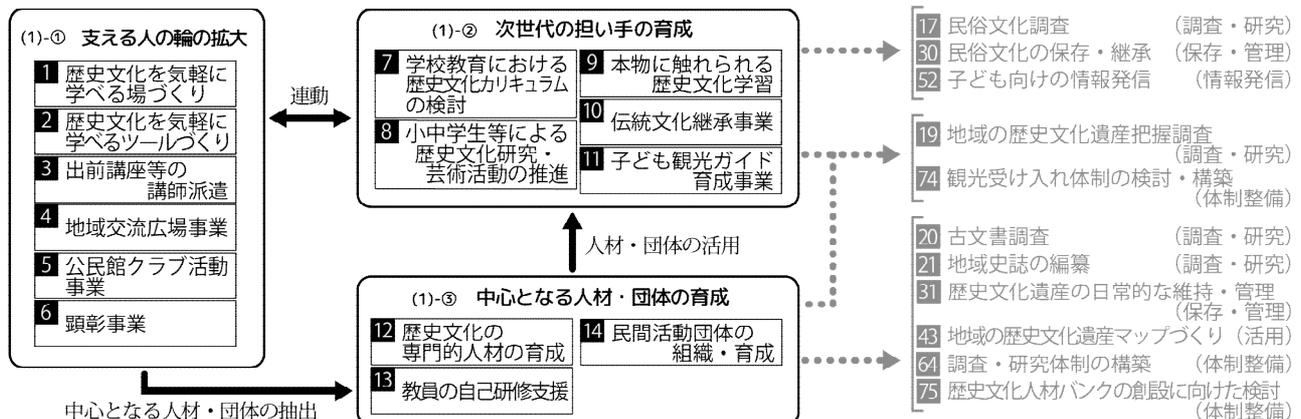


図 5-2 担い手育成に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(2) 調査・研究に関する措置

「さまざまな視点から、継続的な調査・研究を行う」ために、表 5-2 にあげる 10 事業を実施します。

これまで十分な把握調査ができていなかった歴史的建築物、美術工芸品の一次調査（把握調査）とともに、民俗文化や古文書の調査、地域のお宝の把握調査を継続して実施し、文化財的な価値が高いと思われるもの等についての詳細調査や指定等文化財のさらなる価値の解明に向けた学術調査を実施します。そして、調査成果をもとに、文化財指定・登録等や歴史文化遺産の保存・修理、美術工芸品の記録作成などの保存・管理、歴史的建造物などの歴史文化遺産の活用、調査成果を地域に還元するための説明会・講演会・シンポジウム等の開催などの情報発信、「(仮称) ふくさき遺産」の認定制度の創設などの体制整備の各取組分野の措置へとつなげていきます。また、地域のお宝の把握や古文書調査の成果などをもとに、地域史誌の編纂を進め、町民等の身近な歴史文化遺産の再認識による日常的な維持・管理へと結びつけていきます。

一方で、歴史民俗資料館の収蔵品の整理を進め、収蔵品の適切な保存・管理や効果的な活用、展示などの情報発信に展開していきます。

それらの調査・研究の成果をもとに、福崎町の歴史文化についての総合的な調査・研究を進め、各取組分野の措置のベースにしていくと同時に、次期計画の作成に向けた資料としていきます。(図 5-3)

表 5-2 調査・研究に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
					社会教育課	その他関係課	令和4・5年度	令和6～8年度	令和9・10年度	
さまざまな視点から、継続的な調査・研究を行います	15	歴史的建築物の基礎調査 古民家や寺社建築などの歴史的建築物の把握調査（一次調査）を実施する。	○	◎	◎	○				県費 町費
	16	美術工芸品調査 自治会や寺社等が所有する古文書や絵画、彫刻などの美術工芸品の把握調査（一次調査）を実施する。	○		◎					国費 県費 町費
	17	民俗文化調査 各自治会の祭り・行事の実施状況の定期的な調査、家の年中行事や民間談話などの調査等を実施する。	◎	○	◎	○				国費 県費 町費
	18	歴史民俗資料館収蔵品の整理 歴史民俗資料館に収蔵する民具の来歴調査・整理や、資料のリスト化・データ化等を実施する。			◎					県費 町費
	19	地域の歴史文化遺産把握調査 各自治会や小中学生、出身者等が大切に思う歴史文化遺産の把握調査を実施する。	◎		◎	○				町費

(3) 保存・管理に関する措置

「歴史文化遺産の価値を確実に守り、伝える」ために、表 5-3 にあがる 12 事業を実施します。

これまで指定等による保存の措置が図られていない歴史文化遺産のうち、特に必要なものについては、調査・研究の成果を踏まえた上で、文化財の指定・登録等や他法令に基づく指定等を進め、各法制度に基づく補助事業も活用しながら、歴史文化遺産の価値を保存します。また、喫緊の課題となっている絵馬の保存・修理等の方策の検討事業、民俗文化の保存・継承のための取組・記録作成等の事業を実施します。特に公開・活用を行う指定等文化財については、必要に応じて個別の保存活用計画を作成し、保存・管理や修理・補修、防災・防火・防犯のために講じる措置を具体化します。これらによる適切な保存・管理体制のもとに、歴史文化遺産の学校教育での活用や身近に感じられる場づくりなどによる担い手育成、また、歴史文化遺産を活用したイベントや観光振興に向けた整備・事業等を推進していきます。

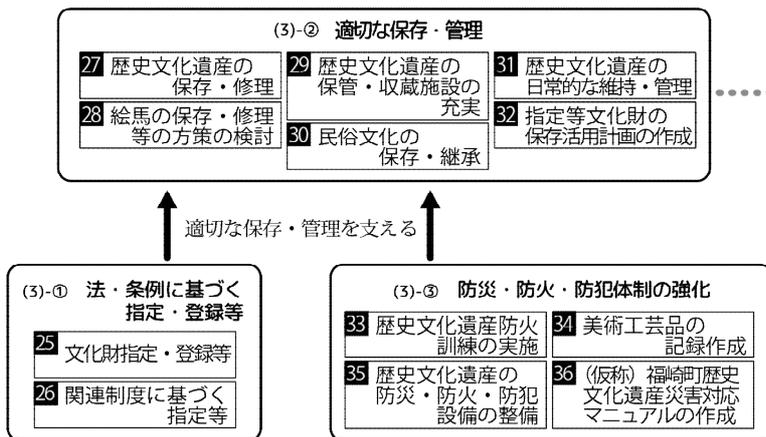
一方で、歴史文化遺産の防災・防火・防犯は、予防から応急対応、復旧・復興に至る一連の行動指針を示した「歴史文化遺産災害対応マニュアル」の作成、指定等文化財を中心とした防災・防火・防犯設備の設置、歴史文化遺産防火訓練、美術工芸品の記録作成などを実施します。特にマニュアルは、内容をホームページ等でも発信し、「福崎応援民」全体での歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制づくりにつなげます。(図 5-4)

表 5-3 保存・管理に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
					社会教育課	その他関係課	令和4・5年度	令和6～8年度	令和9・10年度	
(3)-① 法・条例に基づく指定・登録等を推進します	25	文化財指定・登録等 登録文化財の提案制度を活用しながら、文化財指定・登録等を推進し、現状変更の許可制・届出制により価値を保存する。	○	○	◎		▶			町費
	26	関連制度に基づく指定等 景観や自然環境などの関連制度に基づく指定等を推進し、各制度に従い価値を保存する。	○	○	○	◎ お次課 住生活課	▶			町費
(3)-② 歴史文化遺産を適切に保存・管理します	27	歴史文化遺産の保存・修理 歴史文化遺産データベースに掲載する歴史文化遺産で、老朽化や破損などが見られるものの保存・修理を実施する。	◎	○	◎	○	▶			国費 県費 町費 団体費
	28	絵馬の保存・修理等の方策の検討 絵馬の保存・修理や適切な管理のための方策を検討する。	○	◎	◎		▶			町費
	29	歴史文化遺産の保管・収蔵施設の充実 既存の建築物を利用した美術工芸品等の保管・収蔵施設の整備、史料の保存・収蔵設備の充実等を検討する。		○	◎				▶	町費
	30	民俗文化の保存・継承 保存会等を中心とした祭り・行事等の伝統の技の保存・継承等の取組や映像記録等の継続的な記録作成を行う。	◎	○	◎	◎ 学校教育課	▶			国費 県費 町費

歴史文化遺産の価値を確実に守り、伝えます	(3)-② 歴史文化遺産を適切に保存・管理します	31	歴史文化遺産の日常的な維持・管理 境内清掃や古墳の草刈り等の維持・管理や文化財協力員等による見回り等を実施する。	○	○						町費 団体費
		32	指定等文化財の保存活用計画の作成 指定等文化財で必要なもの（公開・活用を行うもの等）について、適切な保存・管理（材料確保の方策や防災・防火・防犯対策等を含む）のもとに活用を行うための個別計画を作成する。		○	○					町費
	(3)-③ 歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制を強化します	33	歴史文化遺産防火訓練の実施 歴史文化遺産防火の意識醸成や体制強化のための定期的な防火訓練を実施する。	○	○	○ 住民生活課					町費
		34	美術工芸品の記録作成 災害等に備え、美術工芸品の写真撮影等の記録作成を行う。	○	○						国費 県費 町費
		35	歴史文化遺産の防災・防火・防犯設備の整備 指定等文化財を中心に、防災・防火・防犯設備の設置を推進する。	○	○	○ 住民生活課					県費 町費
		36	(仮称)福崎町歴史文化遺産災害対応マニュアルの作成 歴史文化遺産の防災・防火の知恵の調査・整理や防災・防火・防犯意識の醸成・予防から応急対応、復旧・復興に至る災害対応マニュアルを作成する。	○	○	○ 住民生活課					県費 町費

【保存・管理に関する措置の関係】



【その他の取組分野への展開 (例)】

- 1 歴史文化を気軽に学べる場づくり (担い手育成)
- 18 歴史民俗資料館収蔵品の整理 (調査・研究)
- 37 歴史文化を活かした観光振興方策の検討・実践 (活用)
- 39 歴史文化を活かしたイベントの開催 (活用)
- 40 歴史的建築物の活用 (活用)
- 46 歴史文化遺産の活用のための整備 (活用)
- 47 歴史文化遺産の周辺景観・環境の整備 (活用)
- 56 資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討 (情報発信)
- 60 特別展・企画展の開催 (情報発信)
- 71 資料データベース作成と活用方策の検討 (体制整備)

図 5-4 保存・管理に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(4) 活用に関する措置

「歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かす」ために、表 5-4 にあがる 13 事業を実施します。

日本遺産等の広域の連携事業との連携のもと、歴史文化を活かした観光振興方策の検討を行い、新たな商品開発・特産品づくりや歴史文化を活かしたイベントの開催、歴史文化遺産の活用のための整備・周辺環境の整備などを実施します。また、着地型観光の魅力を生み出すために、各自治会における活用の取組と連携を図りながら、観光・周遊ルートの設定や交通体系の充実等の施策を実施します。

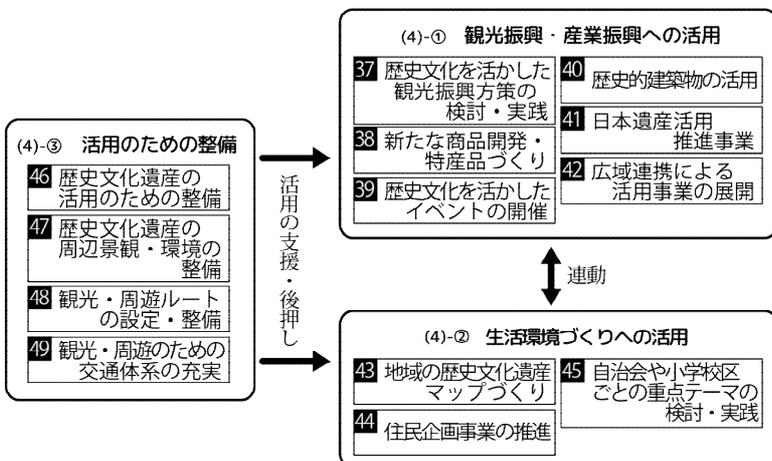
観光活用に向けた各種事業は、情報発信に関する措置と連携を図りながら実施するとともに、観光客などの来訪者等との積極的な関わりを創り出して、「福崎応援民」の拡大や連携した取組への展開へとつなげます。また、各自治会での活用の取組は、観光振興だけでなく、地域住民の意識啓発・担い手育成へと結び付け、主体的な調査・研究や保存・管理の取組へとつなげていきます。(図 5-5)

表 5-4 活用に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
					社会教育課	その他関係課	令和4・5年度	令和6～8年度	令和9・10年度	
歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かします	37	歴史文化を活かした観光振興方策の検討・実践 これまで開発・整備されてきた商品や施設を歴史文化の正しい理解へとつなげるための活用方策や新たな観光振興方策等を検討して、計画的かつ効果的な取組を実施する。	○	○	○	◎	→			国費 県費 町費
	38	新たな商品開発・特産品づくり 町民・企業・学生などからの提案やコラボレーションなどを通じて、もち麦をはじめとした多様な歴史文化を活かした新たな商品開発・特産品づくりの取組を推進する。	◎	○	○	◎	→			県費 町費
	39	歴史文化を活かしたイベントの開催 楽しみながら歴史文化遺産に触れあい、学ぶことができるイベントや、鉄道・バス事業者や旅行社などと連携した福崎の歴史文化の魅力を体感できる観光イベントなどを開催する。	○	○	◎	◎	→			国費 県費 町費 団体費
	40	歴史的建築物の活用 登録有形文化財や、歴史文化遺産データベースに掲載する歴史的建築物で空き家となるものを、地域振興に資する施設等として修理・整備し、活用する。	◎	○	○	◎	→			国費 県費 町費 団体費
	41	日本遺産活用推進事業 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」の活用事業を展開する。	○	○	◎	◎	→			国費 県費 町費 団体費
	42	広域連携による活用事業の展開 広域に関する歴史文化遺産や歴史文化ものがたりについて、関係市町村等と連携した活用事業を展開する。	○	○	○	◎	→			町費

歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かします	(4)-② 歴史文化遺産を豊かな生活環境づくりに活かします	43	地域の歴史文化遺産マップづくり 歴史文化ものがたりを活かしながら、自治会などが中心となって、身近な歴史文化遺産の再確認や町民の誇り・愛着の醸成、町外への魅力発信などのための歴史文化遺産マップを作成する。	◎		◎	◎	地域振興課	→	国費 県費 町費 団体費	
		44	住民企画事業の推進 歴史文化ものがたりや歴史文化遺産を身近な生活環境づくりに活かすため、町民等からの提案型の事業(住民企画事業)を推進する。	◎		○	○		→	町費 団体費	
		45	自治会や小学校区ごとの重点テーマの検討・実践 自治会や小学校区を単位として、重点的に取り組むテーマ等を検討して実践する。	◎		○				→	町費
	(4)-③ 歴史文化遺産を活かすための環境を整えます	46	歴史文化遺産の活用のための整備 さまざまな活用方法(観光、教育、日常利用など)や活用主体(子ども、高齢者、外国人、障がい者など)を想定した上で、歴史文化遺産の活用のための整備、遊歩道や解説・案内板、便益施設等の整備などを推進する。	◎	○	◎	◎	◎	◎	→	国費 県費 町費
		47	歴史文化遺産の周辺景観・環境の整備 魅力的な情報発信に資する「神崎十勝」などの景勝の保全・形成や、歴史文化遺産の魅力向上のための周辺景観・環境の整備などを推進する。	◎	○	○	◎	◎	◎	→	県費 町費
		48	観光・周遊ルートの設定・整備 歴史文化ものがたりに関係する歴史文化遺産を巡るルートを設定・整備する。		○	○	◎	◎	◎	→	国費 県費 町費
		49	観光・周遊のための交通体系の充実 歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用を促進し、交通ネットワークの充実を図る。	○		○	◎	◎	◎	→	町費

【活用に関する措置の関係】



【その他の取組分野への展開(例)】

- 53 観光協会ホームページでの情報発信 (情報発信)
- 54 ペイドメディアを活用した情報発信 (情報発信)
- 55 多様な媒体・主体を活用した情報発信 (情報発信)
- 58 解説リーフレットやマップ等の作成 (情報発信)
- 63 情報共有・交換の場づくりの検討 (体制整備)
- 67 観光客や支援者等と連携した取組の推進 (体制整備)
- 4 地域交流広場事業 (担い手育成)
- 14 民間活動団体の組織・育成 (担い手育成)
- 21 地域史誌の編纂 (調査・研究)
- 31 歴史文化遺産の日常的な維持管理 (保存・管理)

図 5-5 活用に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(5) 情報発信に関する措置

「価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信する」ために、表 5-5 にあがる 11 事業を実施します。

子どもから大人まで幅広い層の町民等を対象とした歴史文化情報の発信事業（子ども向けの情報発信や広報誌での情報発信等）、福崎町の歴史文化に興味をもって訪れる人を増やすための歴史文化情報の発信事業（観光協会ホームページやペイドメディアによる情報発信等）、そして、訪れた人がより魅力的に歴史文化を味わうことができ、より深く知ることができる歴史文化情報の発信事業（観光アプリの充実や資料館・記念館等の情報発信機能の強化、解説リーフレットやマップ等の作成など）を実施します。

これらの情報発信事業を通じて、町民等の意識啓発による日常的な保存・管理や専門的な人材の育成などへとつなげるとともに、情報に基づいて来訪する方々のニーズに対応するための事業（交通体系の充実や受け入れ体制の整備など）を展開し、ファン層などの幅広い担い手の獲得へとつなげていきます。（図 5-6）

表 5-5 情報発信に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
					社会教育課	その他関係課	令和4・5年度	令和6～8年度	令和9・10年度	
(5)-① 町民等が歴史文化を身近に感じられる継続的・定期的な情報発信を行います	50	広報誌等による歴史文化情報の発信 『広報ふくさき』（福崎町）、『福崎町文化』（福崎町文化センター）、『うぶすな』『辻川界隈』（柳田國男・松岡家記念館）による継続的・定期的な歴史文化情報の発信を行う。		○	◎	◎ 総務課	▶			町費
	51	説明会・講演会・シンポジウム等の開催 発掘調査現地説明会や歴史文化に関する講演会、シンポジウム等を開催し、最新の調査・研究成果を地域に還元する。		◎	◎		▶			国費 県費 町費
	52	子ども向けの情報発信 『ふくさき再発見シリーズ』などの学習資料の作成・配信や、子ども向けホームページの開設などを実施する。			◎		▶			国費 町費
(5)-② 福崎応援民を獲得・拡大するための魅力的な情報発信を行います	53	観光協会ホームページでの情報発信 福崎町観光協会ホームページにおいて、歴史文化ものがたりなどを活かした魅力的な歴史文化情報を発信する。			○	◎ 観光交流室	▶			町費
	54	ペイドメディアを活用した情報発信 マス4媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）などのペイドメディア ^{注1} を活用して認知度を上げるための歴史文化情報の発信を行う。			◎	◎ 観光交流室	▶			国費 町費
	55	多様な媒体・主体を活用した情報発信 SNS や 口コミ サイト、メールマガジンなどの多様な媒体を活用し、民間企業・団体やインフルエンサー ^{注2} などと連携した効果的な情報発信を行う。	◎		○	○	▶			町費 団体費

注1：ペイドメディアとは、費用を支払って、広告や情報を掲載するメディアをさします。

注2：インフルエンサーとは、発言や行動が人々や世間に対して大きな影響力をもつ人物をさします。

価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信します	(5)-③ 福崎町の歴史文化の理解を深めるための情報発信を行います	56	資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討 歴史民俗資料館の展示方法・展示内容の検討、柳田國男・松岡家記念館のリニューアル改修等を行う。	○	○	◎	○	→	国費 県費 町費
		57	町ホームページ等による歴史文化情報の再編・発信 町ホームページの歴史文化情報を体系的に整理して再構成するとともに、これまでの広報に連載してきた記事を再編して発信する。			◎		→	国費 町費
		58	解説リーフレットやマップ等の作成 歴史文化遺産の解説や観光・周遊マップ、歴史文化遺産の分布図などのリーフレットを作成・発行する。	○		◎	◎ 観光交流室	→	国費 県費 町費
		59	観光アプリの充実 歴史文化ものがたりを巡るルートを追加するなど、観光アプリの歴史文化情報を充実させる。			○	◎ 観光交流室	→	国費 町費
		60	特別展・企画展の開催 歴史的建造物や文化・観光施設等での特別展・企画展を継続的・定期的に開催する。	○	○	◎	○	→	県費 町費

【情報発信に関する措置の関係】

(5)-① 町民等に向けた継続的な情報発信

- 50 広報誌等による歴史文化情報の発信
- 51 説明会・講演会・シンポジウム等の開催
- 52 子ども向けの情報発信

(5)-② 観光客・支援者の獲得・拡大のための情報発信

- 53 観光協会ホームページでの情報発信
- 54 ベイドメディアを活用した情報発信
- 55 多様な媒体・主体を活用した情報発信

より詳しい情報の提供

(5)-③ 福崎町の歴史文化への理解を深めるための情報発信

- 56 資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討
- 57 町ホームページ等による歴史文化情報の再編・発信
- 58 解説リーフレットやマップ等の作成
- 59 観光アプリの充実
- 60 特別展・企画展の開催

【その他の取組分野への展開（例）】

- 8 小中学生等による歴史文化研究・芸術活動の推進 (担い手育成)
- 11 子ども観光ガイド育成事業 (担い手育成)
- 31 歴史文化遺産の日常的な維持・管理 (保存・管理)
- 68 歴史文化遺産データベースの構築・運用 (体制整備)
- 12 歴史文化の専門的人材の育成 (担い手育成)
- 14 民間活動団体の組織・育成 (担い手育成)
- 21 地域史誌の編纂 (調査・研究)
- 44 住民企画事業の推進 (活用)
- 42 広域連携による活用事業の展開 (活用)
- 49 観光・周遊のための交通体系の充実 (活用)
- 67 観光客や支援者等と連携した取組の推進 (体制整備)
- 74 観光受け入れ体制の検討・構築 (体制整備)

図 5-6 情報発信に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

(6) 体制整備に関する措置

「各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整える」ために、表 5-6 にあがる 15 事業を実施します。

主体間の連携の体制（庁内連携体制の整備や情報共有・交換の場づくり、調査・研究体制など）や歴史文化遺産の保存・活用の取組を推進するための制度・仕組み等の体制の整備に関する各種事業（歴史文化遺産データベースの構築・運用や「(仮称) ふくさき遺産」認定制度の創設・運用、文化財保存活用支援団体の指定や「(仮称) 歴史文化遺産パートナー制度」の創設の検討、保存・活用の取組に対する助成など）を実施することにより、「担い手育成」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」の各分野の取組の推進を支えます。（図 5-7）

表 5-6 体制整備に関する措置

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
					社会教育課	その他関係課	令和4・5年度	令和6～8年度	令和9・10年度	
(6) -① 庁内の歴史文化まちづくりに係る体制を強化します	61	庁内連携体制の整備 歴史文化に詳しい職員の育成などの歴史文化遺産の保存・活用体制を充実させるとともに、関係各課や関係施設間の連携体制を整える。			◎	◎ (庁内各課)	→			町費
	62	取組に対する助言・指導体制の整備 町民等が気軽に相談できる相談窓口を設置し、必要に応じて専門家を派遣して助言・指導を行える体制を整える。		○	◎		→			町費
(6) -② さまざまな主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組める体制を整えます	63	情報共有・交換の場づくりの検討 町民等をはじめとしたさまざまな主体が連携するための情報共有・交換の場の設置に向けた検討を行う。	◎	◎	◎			→		町費
	64	調査・研究体制の構築 町や各自治会、文化財協力員、小中学校教員、専門家等が連携し、継続的な調査・研究ができる体制を整える。	◎	◎	◎		→			町費
	65	福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の取組 福崎町文化観光まちづくり協議会を中心として、さまざまな主体が連携して保存・活用に取り組める体制を整える。	◎	◎	◎	◎ 観光交流室	→			町費 団体費
	66	(仮称)歴史文化遺産パートナー制度等の検討 企業や大学、民間活動団体等による歴史文化遺産の保存・活用への協力・支援を促進するため、文化財保存活用支援団体の指定や「(仮称)歴史文化遺産パートナー制度」の創設を検討する。	◎	◎	◎	◎ 地域振興課		→		町費
	67	観光客や支援者等と連携した取組の推進 町出身者や関係者、来訪者・観光客などと連携した情報発信や保存・活用の取組を推進する。	◎	◎	◎	◎ 地域振興課	→			町費

各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整えます	(6)-③ 歴史文化遺産の保存・活用の取組を支える仕組みを整えます	68	歴史文化遺産データベースの構築・運用 歴史文化遺産データベースを町ホームページで公開し、町民等からの情報収集による継続的な更新を行う。	○	◎						町費	
		69	「(仮称)ふくさき遺産」認定制度の創設・運用 指定等を受けていない歴史文化遺産のうち、町民等が大切に思うものなどを認定して、その保存・活用の取組を支援する制度を創設・運用する。	○	○	◎					町費	
		70	歴史文化遺産の保存・活用の取組に対する助成 町民等の保存・活用の取組に対して助成を行う。			◎	◎ 地域振興課					国費 県費 町費
		71	資料データベース作成と活用方策の検討 町の所有・保管する資料等の公開活用に向けた資料データベースの作成や公開活用方策の検討を行う。		○	◎						町費
		72	歴史文化情報の発信状況の一元化管理 各施設で発信する歴史文化情報の調整・整合を図るとともに、案内資料・マップの連携した配布・発信体制を整える。			◎	◎ 観光交流室					町費
		73	財源確保の仕組みづくり ふるさと納税の活用や基金創設など、歴史文化遺産を保存・活用するための財源確保の仕組みを検討・構築する。		○	◎	○					町費
		74	観光受け入れ体制の検討・構築 ガイド体制の整備、多言語対応など、多様な観光客の受け入れ体制を検討・構築する。	◎	○	◎	◎ 観光交流室					国費 県費 町費
		75	歴史文化人材バンクの創設に向けた検討 専門知識・技術をもつ人材を調査・研究や保存・活用の取組に活用するための人材バンクの創設を検討する。	◎	◎	◎	○					町費

【体制整備に関する措置の関係】

【その他の取組分野への展開】

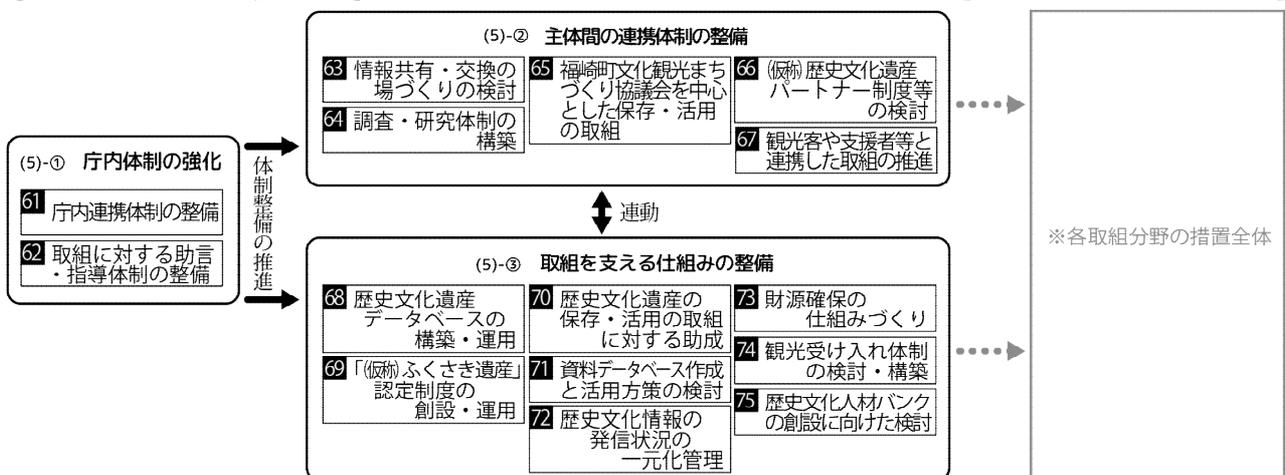


図 5-7 体制整備に関する措置の関係と、その他の取組分野への展開イメージ

5-2 重点事業

(1) 重点プロジェクトの設定

福崎町の歴史文化の特徴を育み、まちづくりに戦略的に活かし、歴史文化の魅力に磨きをかけるための措置（重点事業）の一連のまとまりを「重点プロジェクト」として設定します。

重点プロジェクトのテーマは、福崎町の歴史文化遺産の保存・活用の「基本方針」（2

ー2参照）並びに上位関連計画に即すとともに、本計画の作成にあたって実施したアンケート調査の結果を考慮して、福崎町の歴史文化の特徴を整理した「歴史文化ものがたり」（1-2参照）のなかから、重点的に保存・活用に取り組むものがたりを抽出して設定します。

本計画の計画期間（令和4～10年度）においては、図5-9に示すように、

- ・福崎町の歴史文化の特徴を育み、活かすための視点をもとに設定した5つの「基本方針」に即することが求められます
- ・学校教育や自治会等の各主体の取組と連携しながら、「民俗学のふるさと」づくりを町全域で展開し、辻川界隈を中心に各地域がつながる魅力的なまちづくりや観光に結びつけることが求められます
- ・多くの町民等が大切に思う民俗文化や柳田國男に関連する歴史文化遺産を対象にすることで、事業効果や歴史文化に対する興味・関心の向上につなげることが求められます

という視点のもと、「学問・芸術文化のふるさと」、「祭りと信仰」、「人・物・情報の十字路口」の3つの歴史文化ものがたりを中心とした「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトを重点プロジェクトに設定します。

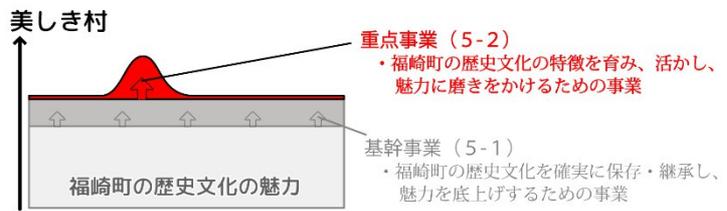


図5-8 重点事業の位置づけ

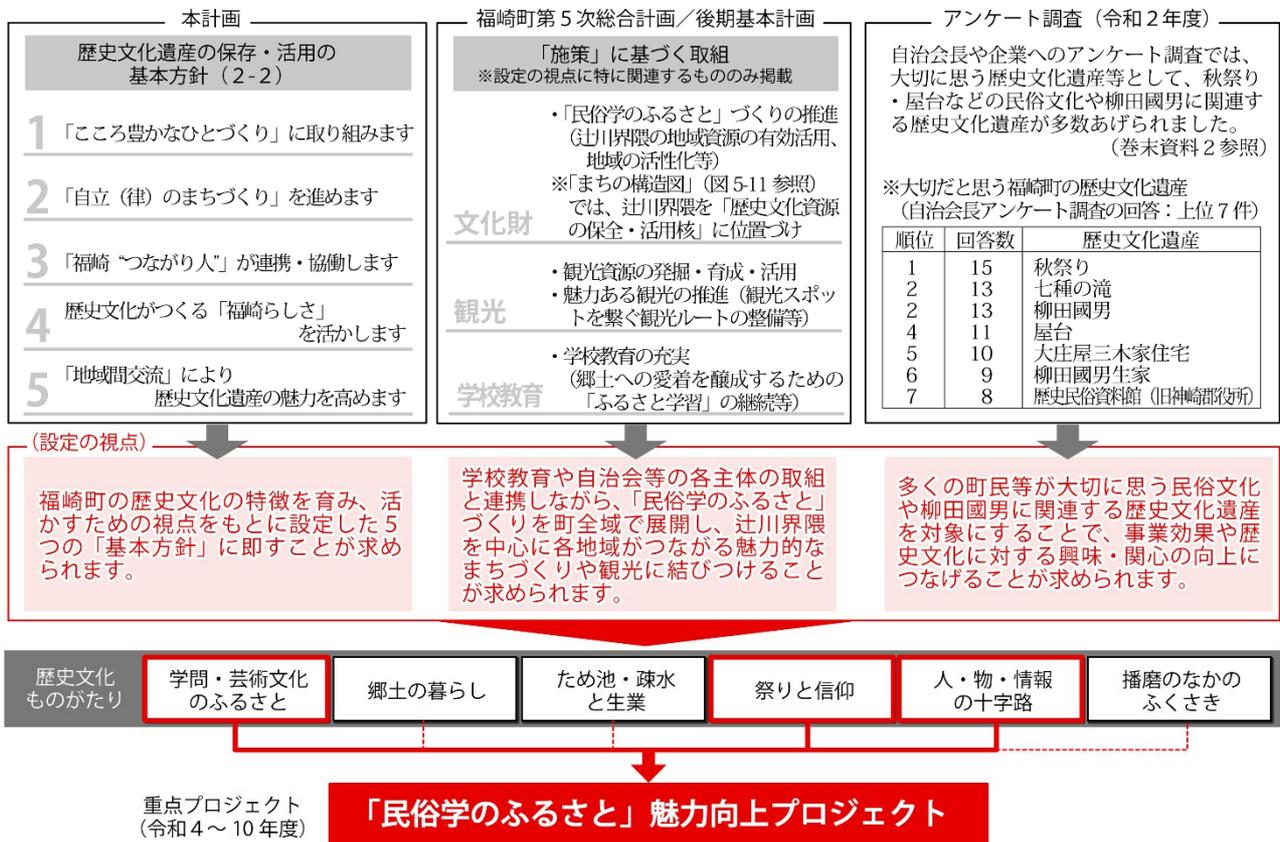


図5-9 重点プロジェクトの設定

「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクト

柳田國男は、神東郡辻川村（福崎町辻川）に生まれて幼少期を過ごしました。柳田は、古くからの道が交わり、人や物、情報が行き交う辻川の地でさまざまな知識を身につけ、11歳の時、近世姫路藩の大庄屋を務めた旧家三木家に預けられ、歴代当主が収集した大量の書物を読みあさりました。そして、これらの経験をいしずえ礎に、後に日本民俗学を開拓・確立しました。このことから、福崎町では、昭和61年（1986）11月制定の「福崎町民憲章」などにおいて「民俗学のふるさと」*1という言葉を用い、「民俗学のふるさと」をキャッチフレーズに、各種まちづくりの取組を進めてきています。また、日本民俗学会の若手研究の奨励賞を福崎町から授与するなど、学会と連携した民俗学の普及・発展に向けた取組も進めてきました。

しかし、「民俗学」とは何か、「民俗学のふるさと」の魅力の本質は何か、それをどのように活かせば良いか、という具体的な内容や方法が、各取組主体に十分に理解・共有されていないのが現状です。そのため、取組の対象地域や内容が限定的になり、その魅力を十分に活かしきれていないことが課題といえます。

福崎町の「民俗学のふるさと」としての魅力は、柳田國男の生誕の地として、日本民俗学の確立へとつながる柳田の思想・発想の背景となる原体験に関連する歴史文化遺産が数多く残ることにあることは言うまでもありません。これに加えて、柳田をはじめとした各界偉人を輩出する礎となった“人と人の密接なつながり”、“教育環境”、“「みち」を通じた他地域とのつながり”、“学問・芸術文化を育む良好な環境”が、形を変えながらも現在に受け継がれていることなど*2が、その魅力の大きな要素になっているといえます。

福崎町の「民俗学のふるさと」としての魅力をより一層高めていくためには、町内各地域で受け継がれる身近な民俗文化から、「民俗学」を体験しながら学び、理解を深め、民俗文化と「民俗学」を結び付けていくこと、そして、関連するさまざまな歴史文化遺産をつなぎ合わせて、町全域で「民俗学」との関わりを感じられる環境をつくり出しながら、まちづくりや観光に活用していくことが求められます。

そこで、「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの推進にあたって、次の2つの方針を設定します。

方針1：「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します

町内各地域に受け継がれる民俗文化を民俗学の視点から調査・研究を行うことにより、民俗文化の記録保存や価値の解明、担い手となる人材の育成などに結び付けます。

方針2：「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします

古くからの道筋を活かしながら、「民俗学のふるさと」に関連する町内各地域の歴史文化遺産をつないで、まちづくりや観光に活かします。

福崎町民憲章（昭和61年11月22日制定）

“民俗学のふるさと”福崎町は、清流市川にはぐくまれ、豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化のふるさとです。先人のたゆまぬ努力によって、絶えざる躍進を続ける福崎町に、わたしたちは、誇りと責任をもち、活力とうるおいのある平和な町づくりのため、この憲章を定めます。

- 一 恵まれた自然を生かし、住みよい、調和のとれた町をつくりましょう。
- 一 豊かな伝統と歴史を守り、教養を深め、香りたかい文化の町をつくりましょう。
- 一 人を大切にし、みんなで助けあい、豊かな心がふれあう町をつくりましょう。
- 一 心と体をきたえ、健康で、明るく楽しい町をつくりましょう。
- 一 くふうと努力を重ね、生きがいある、未来をひらく町をつくりましょう。

※1：「民俗学」とは、民間伝承（ならわし、しきたり、言い伝えなど）の調査を通して、名もなき人々（一般庶民）が築き上げてきた生活や文化が、どのように表現され、どのような形で存在し、どう推移してきたのかを探求する学問です。柳田國男は、『民間伝承論』（1934）で「事象そのものを現象として、ありのままに凝視し、「わかつて居る」、「当たり前だ」といはれて居る其奥の真理を洞察することである。常民の自ら知らなかつたこと、今も尚知らないことに心づくことが、我々の学問なのである。」（『柳田國男全集』第8巻（1998.12、筑摩書房）と記しています。また、「民俗学では、専門家、民俗学者というものには必要がない。住民の一人一人が、自分たちがやっていること、考えていることの由来と意味とをよく考えてその価値を判断できれば、民俗学の目的は達せられる。」（『福崎町史』第一巻（1994）、千葉徳爾）とも述べています。

民俗学は、世界的には19世紀頃から欧米を中心に誕生し、日本の民俗学は「日本民俗学」、さらに、柳田が築いた「野の学問」（学歴や職業にかかわらず民俗事象に興味関心のある者は誰でも参加できるという在野性や、現場におけるフィールド科学性等のある学問）としての民俗学は「柳田民俗学」と区分されて用いられる場合もありますが、柳田國男は福崎町での原体験を基盤の一つとして「民俗学」を確立したことを捉え、「民俗学のふるさと」と称することとしています。

※2：祭り・行事や旧村単位の地域コミュニティの継承、充実した学校教育・生涯学習、東西南北の交通の結節点としての役割、企業や大学の立地や観光地としての来訪者との交流などが該当します。

「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの対象とする歴史文化遺産は次のように整理できます。

■ プロジェクトの対象とする歴史文化遺産

プロジェクトの対象とする歴史文化遺産は、柳田國男に関連する歴史文化遺産、年中行事・民俗芸能や民間説話とそれらに關係する歴史文化遺産、東西南北に走る古くからの道筋です。現段階では、これらのすべてを把握できているわけではなく、プロジェクトを推進するなかで対象に追加すべきものが生じることを前提とした上で、特にプロジェクトの中心となる主な歴史文化遺産は図 5-10 のとおり整理できます。

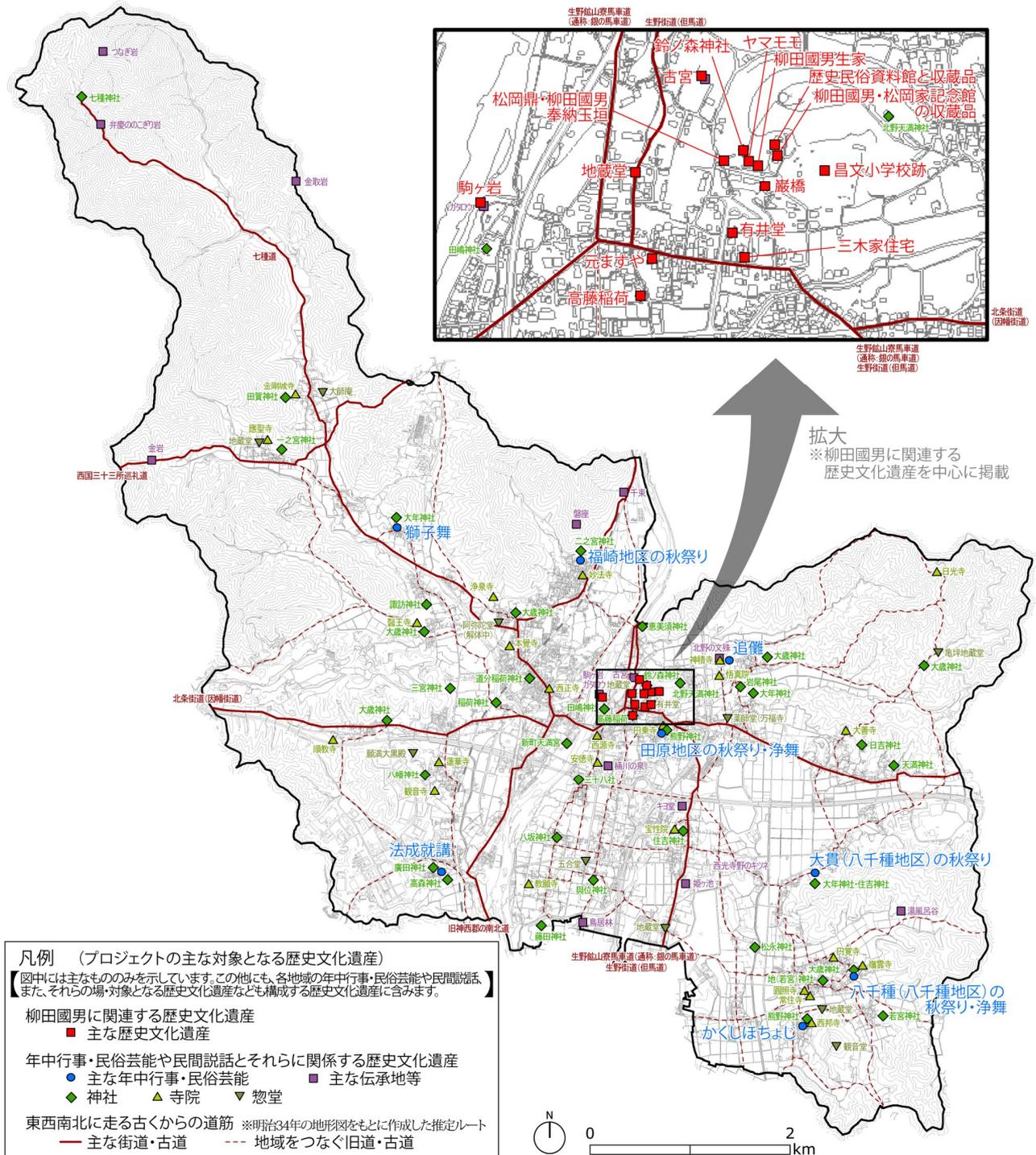


図 5-10 「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの対象とする主な歴史文化遺産

(2) 重点プロジェクト事業計画

重点プロジェクトは、町全域を対象に事業を展開していくことを基本としたうえで、事業の推進にあたっては、「民俗学のふるさと」魅力向上に関連する歴史文化遺産の集積が見られ（図 5-10）、文化・観光に関する公共施設も集積し（図 1-7 参照）、福崎町第 5 次総合計画において「歴史文化観光資源の保全・活用核」に位置づけられている（図 5-11）辻川界隈を拠点地域に設定し、古くからの道筋を手がかりにして、町内各地域がつながる環境をつくり出していきます（図 5-12）。

拠点地域は、町内の各地域における民俗文化に係る調査成果などの取組の情報発信や地域間の情報交換・交流の拠点として、また、それらを通じた民俗文化の観光活用に向けた取組の拠点としての役割を担うものとします。

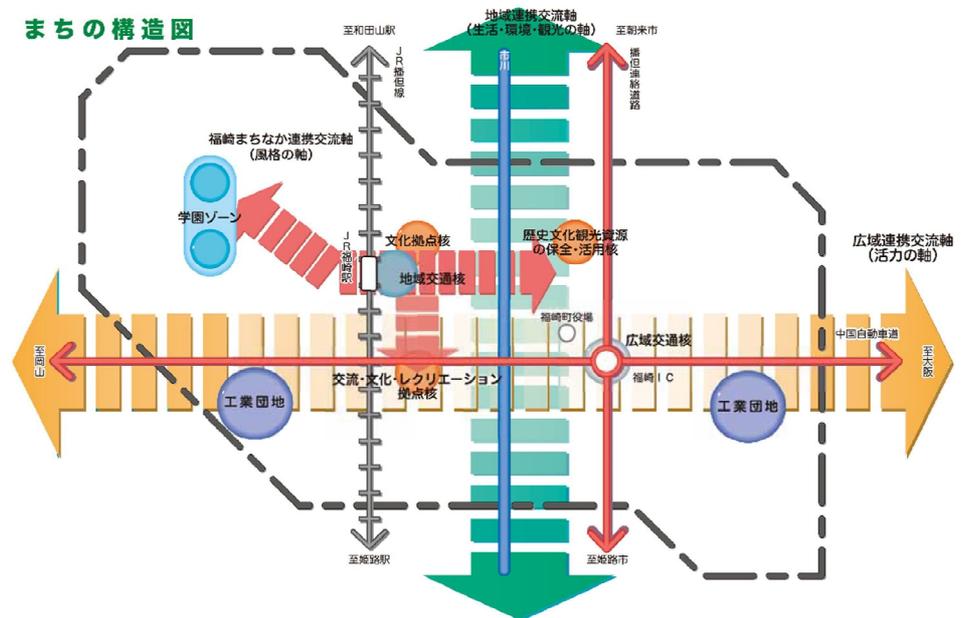


図 5-11 福崎町第 5 次総合計画に掲げる「まちの構造図」

重点プロジェクトは、合計 18 事業（表 5-7）を図 5-12 に示す形で相互に関係づけながら展開していくこととしています。

方針 1（「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します）に基づく事業では、町全域を対象に、柳田國男を通じて福崎町の民俗文化について学んだり、民俗文化に係る調査を実際に体験するなど、民俗学についての理解を深めることができる事業を実施します。特に事業 No.1-3,1-4,1-5 は、福崎町（社会教育課、学校教育課・小中学校）と文化財協力員が連携して、小学校区単位で各地域の民俗文化の過去から現在に至る時系列的な調査・研究、記録作成などを実施します。

方針 2（「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします）に基づく事業では、辻川界隈では施設整備等を進めて拠点機能の向上を図り、各小学校区や自治会では、民俗文化調査を踏まえながら、重点的に取り組む歴史文化遺産等を設定して保存・活用の取組を進め、まちづくり活動の手掛かりにしていきます。また、それらの各種整備や取組がより効果的に観光振興に結びつくよう、福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした観光振興方策の検討のもとに、古くからの道筋やそこに伝わる民間説話などの歴史文化遺産を手掛かりに、町内各地を巡る観光・周遊のためのルート設定・整備並びに周遊促進のための案内機能の充実や交通体系の充実に向けた事業を実施します。

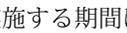
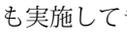
特に方針 1 と方針 2 の両方にまたがる「柳田國男・松岡家記念館のリニューアル」(事業 No.1-7,2-1) では、柳田國男・松岡家記念館を、地域住民が民俗文化・民俗学について学び、調査・研究や保存、活用に向けた取組を行うための拠点、観光客が町内各地の民俗文化を知り、観光周遊をする際の拠点、さらには町内外の人々の交流の拠点となるようリニューアルします。

【表の凡例】(表 5-7)

● 取組主体

- ・主体の区分は、2 ページの「(2) 計画の推進主体」の区分によります。なお、「行政」については、福崎町における歴史文化遺産の保存・活用の主管課である福崎町教育委員会社会教育課とその他関係課に区分しています。
- ・「◎」は中心となって取り組む主体（その他関係課は中心になって取り組む課を記載）、「○」は連携・協力して取り組む主体、を表しています。

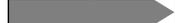
● 計画期間

- ・計画期間を、「前期」(令和 4・5 年度)、「中期」(令和 6～8 年度)、「後期」(令和 9・10 年度) の 3 期間に区分し、実施する期間に  を表示しています。
- ・これまでも実施してきた事業の継続・拡充は灰色矢印 ()、新規事業は赤色矢印 () で表示しています。

● 財源

- ・文化財補助金や地方創生推進交付金などの国の補助金を活用するものは「国費」、県の補助金を活用するものは「県費」、町費で実施するものは「町費」、活動団体や民間企業等の資金で実施するものは「団体費」と表示しています。

表 5-7 「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクト事業計画

方針	No.	事業名・事業内容	取組主体				計画期間			財源
			町民等	専門家	行政		前期	中期	後期	
					社会教育課	その他関係課	令和 4・5 年度	令和 6～8 年度	令和 9・10 年度	
方針 1： 「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します	1-1	『故郷七十年』等の活用事業 『故郷七十年』や柳田國男の著書、『福崎町史』(千葉徳爾執筆箇所等)などを読む会を開催し、『故郷七十年』の注釈書や小学生向けコンテンツの作成などを進める。 【基幹事業 No.1,2】	◎	◎	◎	○				国費 町費
	1-2	民俗文化に触れるフィールドワーク 屋台巡行マップづくり、郷土料理・行事食の調査・食べ比べ、鳥居・狛犬・絵馬等の比較会など、民俗文化に係る調査や地域間での比較などを町民等と一緒に実施する。 【基幹事業 No.1,17】	○	○	◎	○				町費
	1-3	小中学校と連携した民俗文化調査 学校教育との連携のもと、年中行事や民間説話、みちに関わる歴史文化遺産など、民俗文化の過去から現在に至る時系列的な調査・研究を進める。 【基幹事業 No.8,17】	◎	○	◎	◎ 学校教育課				国費 県費 町費
	1-4	民俗文化の記録等の作成 小中学校と連携した民俗文化調査の成果をとりまとめた報告書やパンフレット等を作成する。 【基幹事業 No.30】	◎	○	◎	◎ 学校教育課				国費 県費 町費
	1-5	「民俗学のふるさと」に係る企画展等の開催 調査・研究成果の展示・報告などを定期的に開催する。 【基幹事業 No.60】	○	○	◎	○				町費
	1-6	地域における周遊ルートの検討・マップづくり 小学校区や自治会の区域における民俗文化をテーマとした関連する歴史文化遺産を巡る周遊ルートの検討や周遊マップづくりを実施する。 【基幹事業 No.43,48】	◎	○	◎	◎ 地域振興課 観光交流室				国費 県費 町費 団体費

方針2： 「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします	1-7	柳田國男・松岡家記念館のリニューアル等 柳田國男・松岡家記念館の改修等を行い、福崎町における民俗文化の保存・活用の拠点機能を強化する。 【基幹事業 No.56】	○	○	◎	○	→	国費 県費 町費
	2-1	歴史民俗資料館の保管・収蔵・展示機能の充実 民具などの保管・収蔵設備の充実とともに、展示方法・展示内容を検討して、展示機能の充実を図る。 【基幹事業 No.29,46,56】	○	○	◎	○	→	国費 県費 町費
	2-2	三木家住宅の保存・修理・活用・整備 各棟の修理や土塀補修、厩の復元を行うとともに、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備を行う。 【基幹事業 No.27,46】	◎	○	◎	○	→	国費 県費 町費 団体費
	2-3	柳田國男生家の保存・修理・活用・整備 茅葺（藁葺）屋根の葺き替え等の保存・修理を行うとともに、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備を行う。 【基幹事業 No.27,46】	◎	○	◎	○	→	国費 県費 町費
	2-4	歴史的建造物の活用に向けた整備 辻川界隈の歴史的建造物のうち、可能なものについて、まちづくりや周遊観光の拠点としての整備を進める。 【基幹事業 No.40】	◎	○	○	◎	→	国費 県費 町費 団体費
	2-5	観光ガイドやかたりの育成・活用 観光ガイドやかたりの育成し、観光受け入れ体制を整える。 【基幹事業 No.12,74】	◎	○	◎	◎	→	町費
	2-6	福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした観光振興方策の検討・実践 辻川界隈を中心に、町内外の各地域と連携した観光振興のあり方や、柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館、大庄屋三木家住宅等の各施設の役割分担等を検討し、実践する。 【基幹事業 No.37,65】	◎	◎	◎	◎	→	国費 県費 町費 団体費
	2-7	小学校区や自治会単位での重点的な取組の検討・実践 民俗文化を中心とした関連する歴史文化遺産の整理のもとに、取組の対象や内容を検討して実践する。 【基幹事業 No.45】	◎		○		→	町費
	2-8	観光・周遊ルートの設定・整備 古くからの道筋を中心に、そこに伝わる民間説話などを手掛かりに各地域をつなぐ周遊ルートを検討・設定し、道筋の景観づくりなどを進める。 【基幹事業 No.48】			○	◎	→	国費 県費 町費
	2-9	周遊案内機能の充実 「民俗学のふるさと」に関連する歴史文化遺産の案内板・解説板の整備や観光アプリの充実（音声ガイドの搭載など）を進める。 【基幹事業 No.46,58,59】	◎	○	◎	◎	→	国費 県費 町費

方針 2： 「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします	2-11	観光・周遊のための交通体系の充実 歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用など、観光・周遊を推進できるよう、交通ネットワークの充実を図る。 【基幹事業 No.49】	○	○	◎ 観光交流室 まちづくり課	→	町費
	2-12	民間企業等と連携した民俗文化の保存・活用 町内企業等による（仮称）歴史文化遺産パートナー制度の活用や旅行者等と連携した祭り・行事等の公開・活用などを検討・推進する。 【基幹事業 No.39,66,67】	◎	◎	◎ 地域振興課 観光交流室 住民生活課	→	町費 団体費

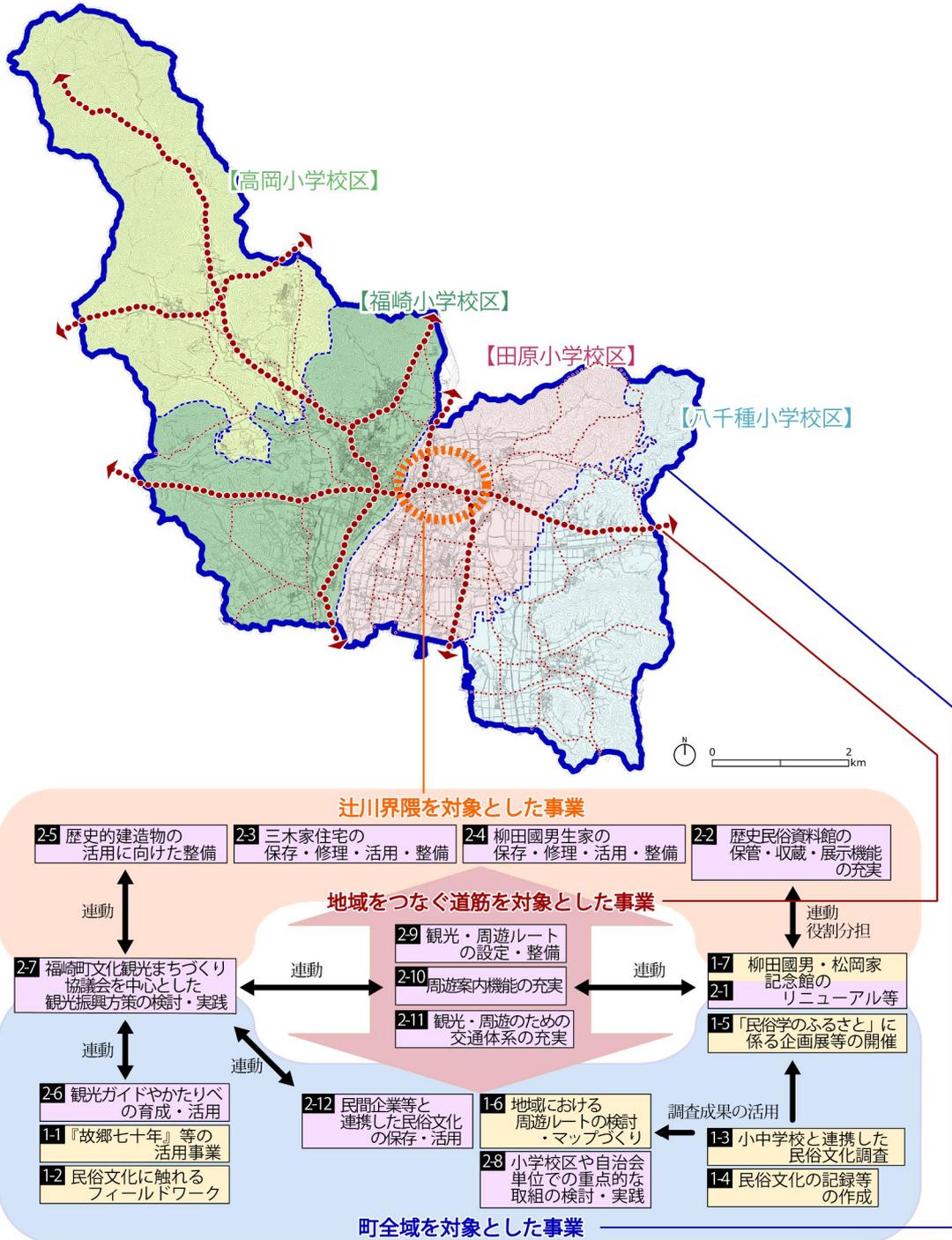


図 5-12 「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトの展開イメージ